

# 電気柵を施設される農家の皆様へ 感電防止の徹底について

電気柵を施設される方は、下記事項を遵守してください。

## 記

- 1 電気柵の電気を30ボルト以上の電源（コンセント用の交流 100ボルト等）から供給するときは、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）の適用を受ける電源装置（電気用品安全法の技術基準を満たす、電気柵用電源装置）を使用すること。
- 2 上記1. の場合において、公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に施設する場合は、危険防止のため、15ミリアンペア以上の漏電が起こった時に、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断機を施設すること。
- 3 電気柵を施設する場合は、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で**危険表示**を行うこと。